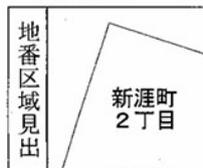


+113065.379 (座標値種別：図上測定)



請求部分	所在	福山市新漣町二丁目			地番	2番4		
出力尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	III	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和53年			備考付年月日(原図)			補事項	

0830 002

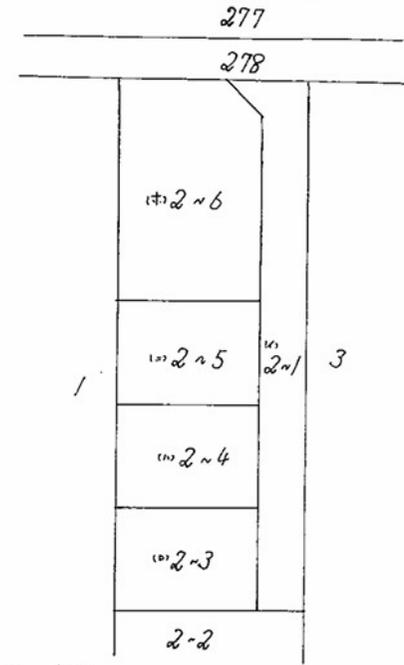
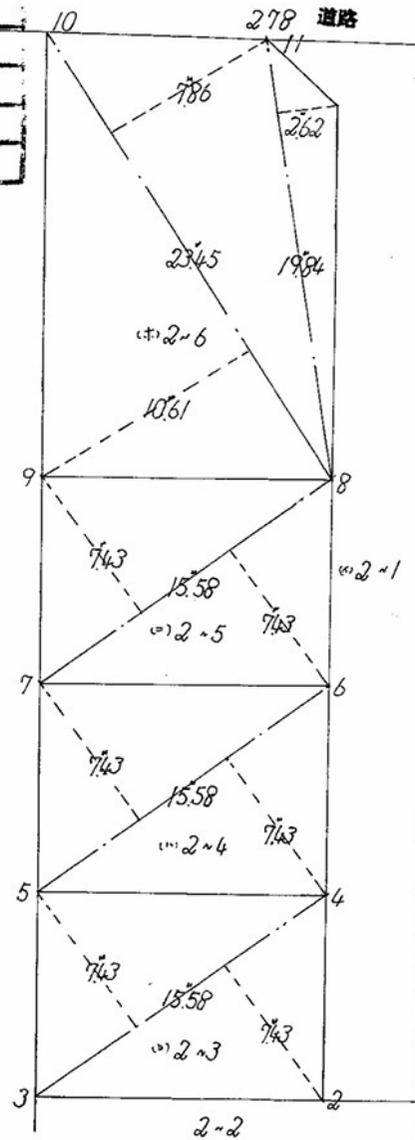
① 2-1  
 ② 2-3~6  
 ④ 2-3~8  
 556.3.30  
 1/500

地番 2-3 2-4 2-5  
 2-6

土地所在図  
 地積測量図

土地の所在 福山市新荘町=丁目

境界標の種類	筆界(番号)
刻み	1~11
コンクリート杭	
合成樹脂杭	
金属標	
石杭	



(2) 2-3 本道  
 $15.58 \times (743 + 743) \times \frac{1}{2} = 115.7594$   
 (2) 2-4 本道  
 $15.58 \times (743 + 743) \times \frac{1}{2} = 115.7594$   
 (2) 2-5 本道  
 $15.58 \times (743 + 743) \times \frac{1}{2} = 115.7594$   
 (2) 2-6 本道  
 $2345 \times (10761 + 786) \times \frac{1}{2} = 216.56075$   
 $1984 \times 262 \times \frac{1}{2} = 257.904$   
 242.55115  
 (2) 2-1 本道  
 $792.0512 - (2) - (2) - (2) - (2) = 202.22185$

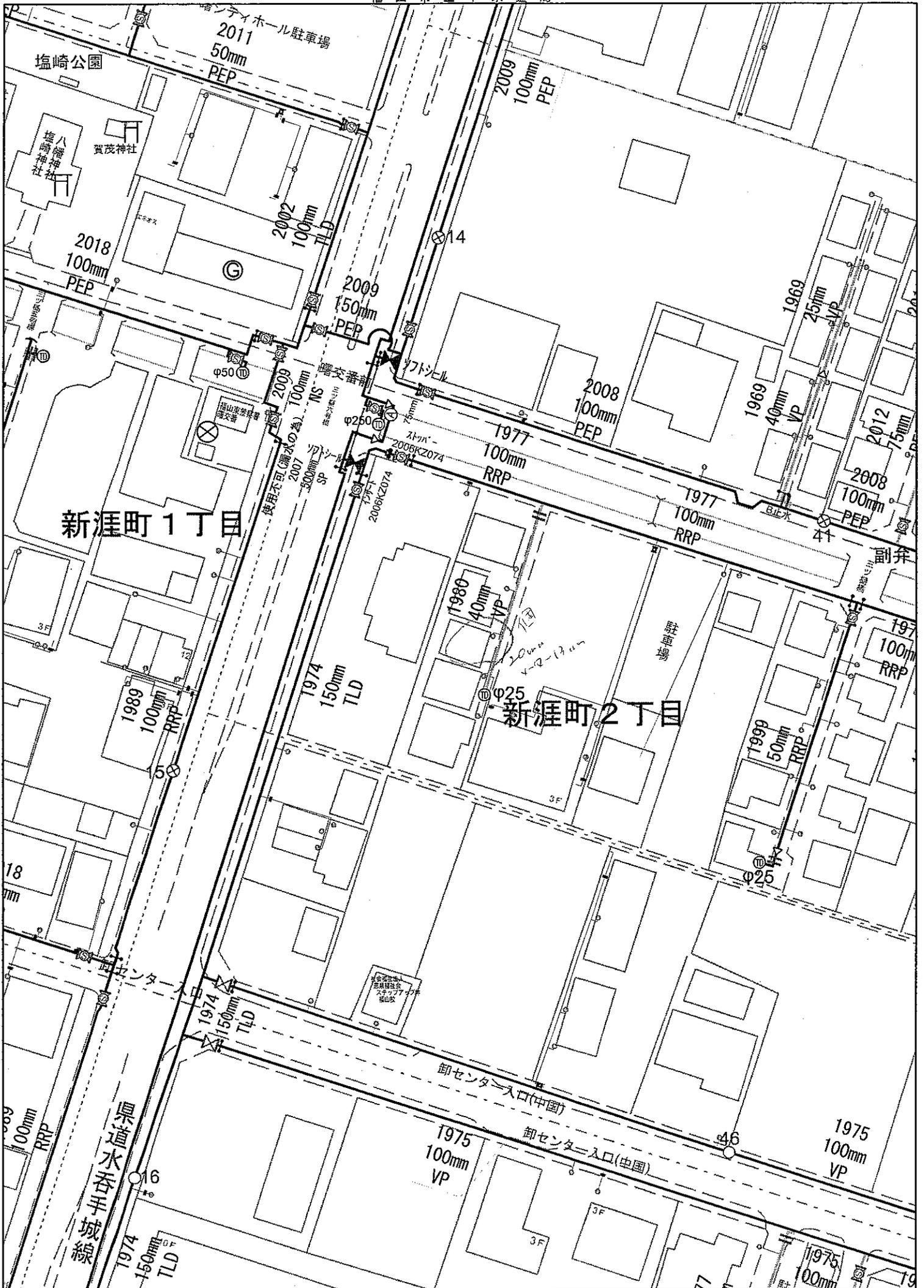
作製者 土地家屋調査士 松本誠義  
 福山市手城町513番地の1  
 (昭和56年3月25日作製)  
 (広島県土地家屋調査士会 会用紙)

申請人 山本建設株式会社  
 代表取締役 山本真太郎  
 縮尺 1/500  
 250







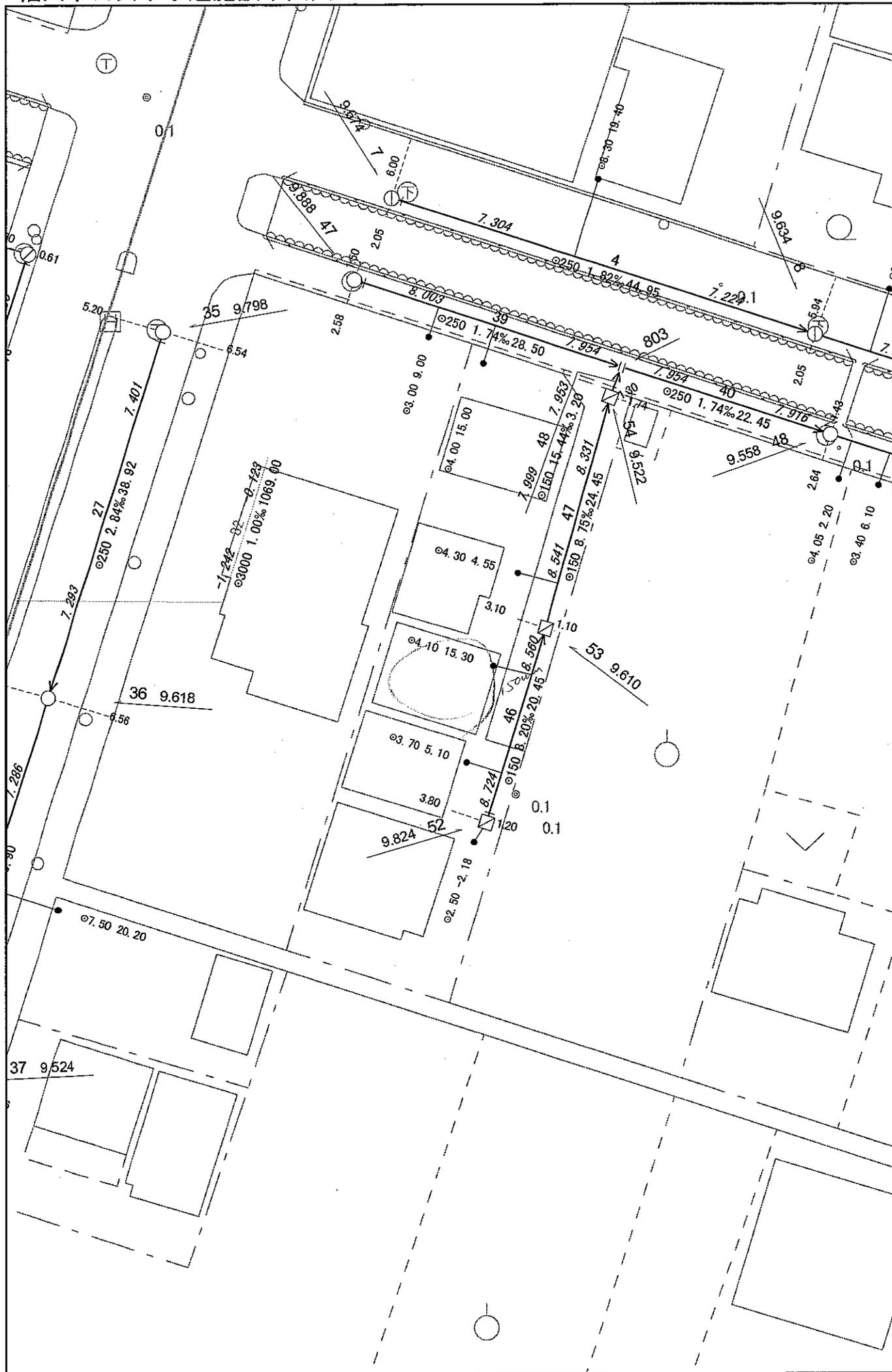


新井町1丁目

新井町2丁目

# 福山市公共下水道施設平面図

この図面を参考に、必ず現地確認をしてください。



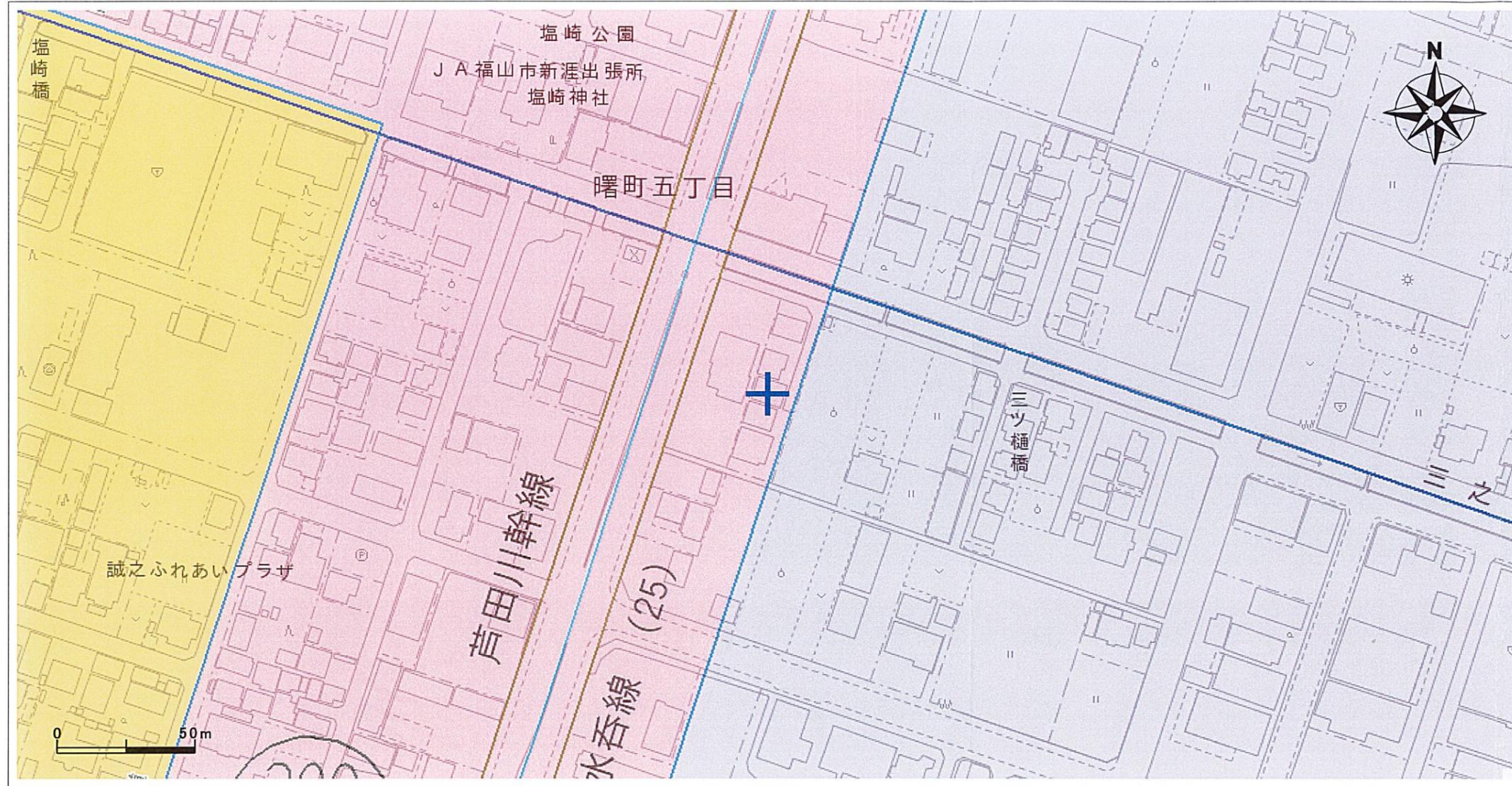
この図面は、下水道施設の管理用に作成したもので、道路と私有地、私有地と私有地の境界を証明するものではありません。

福山市上下水道局工務部

本表記の標高はマイナス表記を避ける為、実標高値に+10mを行った数値で表記しています。

# 福山市都市計画情報（参考図）

## 凡例



	行政区区域界
	都市計画区域
	市街化区域
	建ぺい率・容積率 (下段) (上段)
	用途地域界
	容積界
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	田園住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	特別用途地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	景観地区
	駐車施設の附置に関する条例による周辺地区
	臨港地区
	伝統的建造物群保存地区
	都市計画道路
	駅前広場
	公園
	緑地
	墓園
	下水管渠
	下水道処理場
	下水ポンプ場
	汚物処理場
	ごみ焼却場
	ごみ処理施設
	食肉センター
	病院
	都市高速鉄道
	自転車駐車場
	市街地再生事業
	土地区画整理事業
	市街地再開発事業
	都市再生緊急整備事業
	地区計画
	宅地造成工事規制区域
	特定盛土規制区域
	立地適正化
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域

### (注意)

- ・規制内容欄は、地図上十字の中心部分の都市計画法及び同法に関する法規制内容を表示しています。
- ・表示に利用している地図は土地の境界を示すものではありません。
- ・本図の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害及び障害等について、福山市は一切の責任を負いません。ご利用者自身の責任と判断でご利用ください。
- ・本図はすべての都市計画の内容を表示しておりません。権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には利用できません。

### 都市計画法及び関係する法規制内容

都市計画区域	備後圏都市計画区域	景観地区	-	その他都市施設	-
市街化・市街化調整区域	市街化区域	臨港地区	-	土地区画整理事業	新瀬西部土地区画整理事業(事業完了)
用途地域	近隣商業地域	伝統的建造物群保存地区	-	市街地再開発事業	-
建ぺい率	80%	都市計画道路	-	地区計画	-
容積率	300%	都市高速鉄道	-	駐車施設の附置等に関する周辺地区	-
絶対高さ制限	-	駅前広場	-	景観計画区域	景観計画区域
用途地域備考	駐車施設の附置等に関する条例対象地域	自転車駐車場	-	都市再生緊急整備地域	-
特別用途地区	-	公園	緑地	盛土規制法にかかる規制区域	宅地造成等工事規制区域
高度利用地区	-	墓園	-	立地適正化計画区域	区域内
防火・準防火地域	22条区域	公共下水道(ポンプ場)	-	居住誘導区域	居住誘導区域内
風致地区	-	流域下水道(ポンプ場)	-	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域(中央)

この参考図は、本市の都市計画を証明するものではありません。お調べの土地が用途地域等地域地区や都市施設等の境界付近にある場合は、都市計画課にお問い合わせください。

出図日時：2024年12月23日9時2分 印刷